主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件

第一　壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及び第三号ハに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ　耐火構造（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。

ロ　一時間倒壊等防止認定構造（特定避難時間が一時間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物の主要構造部（法第二十七条第一項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法をいう。以下同じ。）（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。

ハ　間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとすること。

(1)　厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）の上に厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードを張ったもの

(2)　厚さが八ミリメートル以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードを張ったもの

(3)　厚さが十六ミリメートル以上の強化せっこうボード

(4)　厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの

(5)　厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボードを張ったもの

二　令第百二十九条の二の三第一項第一号ロ(2)に定める基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ　耐火構造とすること。

ロ　一時間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ　前号ハに定める構造とすること。

三　令第百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ　耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ロ　一時間倒壊等防止認定構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ハ　間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一第一号ハ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1)　厚さが十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板

(2)　塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網モルタル

四　令第百二十九条の二の三第一項第一号ロ(2)及び(3)に定める基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ　耐火構造とすること。

ロ　一時間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ　前号ハに定める構造とすること。

第二　令第百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)に定める基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

一　耐火構造とすること。

二　一時間倒壊等防止認定構造とすること。

三　第一第一号ハ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ　令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ　当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と、同号ロ中「三センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替えるものとする。第四第三号ロにおいて同じ。

ハ　当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と、同号ロ中「三センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替えるものとする。第四第三号ハにおいて同じ。

ニ　防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第三　令第百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。

一　耐火構造とすること。

二　一時間倒壊等防止認定構造とすること。

三　根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ　表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1)　厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下「合板等」という。）の上に厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボード、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートを張ったもの

(2)　厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さ十二ミリメートル以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。以下同じ。）又はせっこうを塗ったもの

(3)　厚さ四十ミリメートル以上の木材

(4)　畳（ポリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。）

ロ　裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1)　厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードを張り、その上に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）を張ったもの

(2)　厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボードを張ったもの

(3)　厚さが十五ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール又はグラスウールを張ったもの

(4)　厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの

ハ　防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第四　令第百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)に定める基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

一　耐火構造とすること。

二　一時間倒壊等防止認定構造とすること。

三　第三第三号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ　令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ　当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。